沖縄の経済発展に向けて

高良 守

1. はじめに

(株)沖縄県物産公社に入社して、はや3年目を迎えようとしている。今、振り返っ てみると自分自身にとっては何もかも新鮮で初めて経験することばかりであった。入 社から数ヶ月間は主に県からの委託事業で、電卓とにらめっこし、数字を合わせる毎 日に嫌気をさしていた。入社当時の抱負(夢)を忘れ緊張感もなく日常の業務を淡々と こなす毎日が続いていた。また、失敗なく無難に仕事を遂行することが「仕事ができ る」ことと大きな勘違いをしていた。

社内でのあるアフター5(ファイブ)での席で総務部長(支配人)から「おまえがやり たいことは何やねん」「この会社でやりたいことをせんかい」「こけたらこけたで後ろ からどついて起こしたる」と大阪弁交じりで激励されたことがこの会社での自分自身 の居場所を再考させるきっかけとなった。

それから、1年余り「自分は何でこの組織にいるのだろう」「何のためにいるのだろう」「自分は何ができるだろう」「自分がやりたいことって何だろう」と自問自答する 毎日が続いた。その答えは心の奥底にぼんやりとあったものの、それを確信したのは 当時取り掛かっていた仕事が一段落ついたときであった。

当時、シンガポールへ県産鶏卵を輸出するための準備でパタパタしており、それは 前沖縄県シンガポール事務所所長である嘉手刈氏より、「シンガポールへ卵を輸出で きないか」という提案から始まったものであった。当時シンガポールへの鶏卵の輸出 というと青森県しかその実績はなく、他県もシンガポールへ鶏卵の輸出を試みたもの の、実際は複雑な輸出手続き及び輸出に伴う書類作成のために途中で挫折せざるをえ ない状況であった。何もかも本当に最初からのスタートだった。「どのような書類を どこへ提出したらいいのか?」「シンガポール政府(PPD)はどのような書類を要求し ているのか?」など、沖縄県シンガポール事務所の力を借りて当初はこのような情報 収集から始まった。数ヶ月後にシンガポールから書類作成及び書類の雛形等の回答が あると、次はその書類発行のための検査施設をあたるなど、書類作成については慎重 に、かつ十分に担当者と議論し準備にとりかかった。なぜなら、輸出のための添付書 類としての公文書発行後に検査項目、証明内容及び表現等が先方の要望する書式等に 合致してない場合、沖縄県側としても「何度も書類を書き換えていたのでは先方へ余 計に不信感を与え印象を悪くする。また公文書である信憑性が薄れてくる。最悪の場 合、出来るものも出来なくなる」として、添付書類等の作成については慎重に慎重を 重ねた。そのため、それから数ヶ月はまたシンガポール事務所及び輸入業者の協力を 得て書類作成のための情報収集に努めた。その後、多くの紆余曲折はあったものの、

沖縄からシンガポールへ県産鶏卵を輸出できたことは大きな励みになった。

今、振り返ってみると一人でできる仕事というのは限界があるものだと同時に痛感 させられた。シンガポールへの県産鶏卵の輸出にあたっては、商工労働部商業貿易課 の日高英子氏の絶大なる協力があった。彼女は現職に就く前は農林水産部畜産課飼料 係に属しており、当方面についての多くの情報を提供し、関連する部署及び担当者を 紹介してくれた。その中の一人が座喜味聡氏であった。彼は、沖縄県農林水産部中央 家畜保健衛生所の主任技師で青森県以外のどの県も為し得ることができなかったシン ガポール政府(PPD)が定めた11もの厳しい検査項目について検査施設をあたり、ま た書類作成について助言するなど、シンガポール政府(PPD)に提出する書類につい て積極的に取り組み、輸出のための添付書類を作成・発行するなどその貢献度は大き い。

この場をかりて、両氏及び本業務遂行の際に協力していただいた方々へお礼を述べたい。

沖縄大学と琉球大学時代を通じて、主に「沖縄自由貿易地域(FTZ)」を中心に沖縄 の経済発展について論考してきたが、香港への牛肉、獣畜使用加工製品、海産物及び シンガポールへの県産鶏卵輸出など、これまで沖縄県のどの企業も為し得ることがで きなかった物産の輸出という実績から、大学時代に培った知識を生かし、それを実行 することが「自分のやるべきことなんだ」と改めて認識し、そのことに心地よい緊張 感を覚えていた。

さて、本稿は現在沖縄が抱えている経済発展の"カギ"の一つとなりうる可能性の ある諸問題点を取り上げ、その解決策を論考するものである。

2. 輸入品に対する課税制度の改正

図1は過去10年間の貿易額の推移を表している。グラフからも分かるように沖縄に おける外国貿易は輸入が輸出を上回る輸入超過の貿易構造となっており、そのことは 過去10年間を振り返ってみても変わらない。

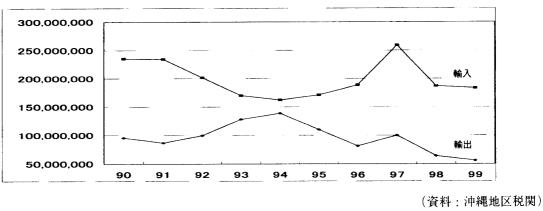


図1 貿易推移額

(単位:千円)

この貿易構造に象徴されるように本県では地元にカネが落ちる経済構造でないこと から「ザル経済」と比喩されているのは周知のところである。実は沖縄経済振興策の 一つにこの「輸入」についてもっと議論されなければならない問題がある。もちろん、 これから提唱することは日本の貿易についても該当することである。輸入超過という 現象は、貿易収支面においてマイナス的イメージから決して好ましいものではない。 しかし、沖縄経済を考えた場合この「輸入」における課税制度についての議論が欠如 しているように思えてならない。

1995年から1996年にかけて「地域限定型自由貿易地域」「全島自由貿易地域」という県民を二分する沖縄経済特別区の提唱がなされた際、実は沖縄経済の特異性を提唱したものではないが、日本の貿易問題について一石を投じた人物がいた。その後、刷新されるはずの沖縄自由貿易地域の問題は県民をも巻き込んでの大論争となったが残 念なことにその答えは出なかった。

当時の議論について関心をもたれた方は記憶に新しいと思うが、日本の貿易問題に 一石を投じた人物とは、「貿易革命」の著者平野拓也氏である。彼は著書『貿易革命』 の中で、日本の低コスト社会の実現のためには「高関税の撤廃」や「輸入規制の撤廃」 等を提唱している。その中の一つにわずか数ページであるが、低コスト社会の実現に 向けての必要条件である「輸入価格」について論考している。このわずか数ページが 実は沖縄の経済振興にとって大きな起爆剤となる可能性を秘めている。

平野氏が主張するように日本国の場合、輸入貨物に対して課せられる「関税」は決 して低いものではない。これは、同氏がその著書『貿易革命』及び『沖縄全県FTZの 挑戦』において幾度となく論証している。同氏によれば、生活関連品目の中にはこれ ら高関税の輸入物資が多く占められており、低コスト社会の実現にはこの高関税率を 撤廃しなければならないとしている。このことは、外国貿易において輸入超過の貿易 構造にある我が県にとっては決して無視できる問題ではない。

また、平野氏は著書『貿易革命』のなかで「輸入価格」についても論考している。 同氏は、その著書のなかで「輸入価格をCIF建てからFOB建てに転換すれば、……… 関税、消費税の減額、さらに、それを要する人件費、事務費の軽減と輸入価格のコス ト切り下げにつながる」⁽¹⁾と主張している。そのことは、同氏の著書の中で一応の 説明はされているものの一般の方々では理解しがたく、また沖縄経済となるとモノサ シが異なってくるため、より沖縄経済にあったサイズへと変更しなければならない。 そのため、同氏が主張する「輸入価格をCIF建てからFOB建てへ転換する」というこ との真意を再度確認する。

CIF価格とは Cost Insurance and Freightの略で、商品代金の他に海上輸送費と 保険料を加算した価格を輸入価格とするものである。また、FOB価格とはFree on Boardの略で、輸出サイドの本船渡し条件価格のことをいう。つまり、輸出貨物自体 の商品代金と本船までの運送費のみの価格を言う。したがって、FOB価格には海上 輸送費と保険料は含まれていない。この輸入価格をCIFとするのか、それともFOBと するのかでは、輸入貨物の末端価格に大きな差がでてくる。

貿易実務を経験した人はすぐに"ピン"とくるはずだが、平野氏の著書の中での 「CIF価格からFOB価格へ転換」という表現はある種の混乱を招きかねない。真意は 理解できるが、表現が誤解を招きかねない。

実は、このCIF価格、またはFOB価格は輸出入貿易当事者間によって決定される。 つまり、貿易を行う当事者間で予めInvoiceの価格をCIF価格とするのか、またはFO B価格とするのかを話し合い、お互いの都合にあわせてInvoice価格を決定している。 よって、一般の人が『貿易革命』のほんの数ページから同氏の意図することろを捉え ることは難しいと言わざるを得ない。もちろん、同氏の主張するところが「『輸入価 格』の決定についてCIF建て価格とするのは高コスト社会を招く」という主張に異論 があるわけではなく、私自身同氏の主張には大賛成である。しかし、著書の中での [CIF建てからFOB価格へ変換」という表現が混乱の元になる可能性が出てくる。

では、具体的にCIF価格にはどのような問題点があるのだろうか。すでに周知の人 もいるだろうがCIF価格の場合、輸入される貨物自体に関税がかかるのではなく、そ の他に海上輸送費と保険料にも関税がかかるしくみになっている。日本の場合、輸入 についてのInvoice価格はほとんどCIF価格となっているため地区税関が発表する輸 入額はCIF価格とみて間違いない。その約9%⁽²⁾にあたる費用には海上輸送費と保 険料が賦課されている。また日本の場合、Invoice価格に関税を賦課した金額に、さ らに5%の消費税が課せられる仕組みになっている。実際は消費税4%と、その4%相 当額の25%が地方消費税として徴収されているが、話を簡潔にするために詳細は割愛 する(資料1)。

つまり、輸入貨物及び海上輸送費、また保険料(これらを含めた価格をCIF価格という)にも関税が賦課され、さらにはその金額に5%もの消費税が課せられている。誰 がどの角度から見てもおかしい。輸入貨物が内国貨物となり、問屋を回っていく流通 の過程における消費税については仕方ないとしても「税」に「税」を賦課すという現 行の輸入貨物に対する課税システムは納得できない。その分のコストは最終的には消 費者が負担しなければならない仕組みになっている。日本国は望んで高コスト社会を 創造しようとしているとしか考えられない。

本来関税は我が国においては「保護関税」であり、その「保護関税」の目的は1960 年代にみられた自動車及び電器機械産業等のように内国産業保護のための一時的な措 置であり、言い換えれば、関税を課すことで内国産業の育成を図ることをその目的と している。いわゆる、輸入されるある一定の物品について内国産業保護のため関税が 賦課されるのであれば問題はないが、内国産業と何ら関係のない輸入物品を輸送する 「手段」や「保険」、つまり「海上輸送費」と「保険料」にまで関税が課せられるとい うのはどう考えてもおかしい。やはり輸入貨物に対するコストを故意に上げていると しか考えられない。

ちなみに、関税には保護関税以外に「財政関税」として、国家の収益を上げるため の働きもあるが、財政関税は主に経済未発展国や発展途上国の制度である。⁽³⁾その ため、日本国の場合、財政関税を主とせず、保護関税の観点から関税を取り扱うべき であり、やはり海上輸送費や保険料にまで関税を課すのは納得できない。よって、海 外からの輸入貨物についての「輸入税」の取り扱いをCIF価格からFOB価格へと切り 替え、消費税については、FOB価格と関税を加算しない価格、つまり輸入される物 品のみの価格に消費税を賦課すべきである。言い換えれば、現行の(CIF価格+関税) ×消費税5%を、FOB価格に対してそれぞれ関税と消費税を算出し、FOB価格(輸入 される物品自体の価格)+関税+消費税というようにし、本県における低コスト社会 を実現させるべきである。

では、具体的に沖縄県において年間どれくらいの関税が課せられ、輸入貨物に対す る末端での価格はどのようになっているのだろうか。表1は、CIF価格における末端 消費者までのコストを算出したものである。なお、輸入から一次卸、二次卸は各々10 %、小売店については15%のマージン、さらに消費税については5%をコストプラス 方式にて試算することにする。また、税関が発表する輸入額は日本の場合ほとんどが CIF建て価格となっていることから、輸入額をCIF価格と設定する。さらに同試算に おいては、話を簡単にするために内国消費税等を算出根拠に含まず、あくまでも現行 の関税及び消費税の賦課システムが末端価格に及ぼすボリュームのみを算出するもの とする。

表1

(単位:千円)

年	CIF価格	関税	消費税	輸入価格	一次卸	二次卸	小売店
90年	235,596,177	6,848,000	12,122,209	254,566,386	292,751,344	336,664,045	403,996,854
91年	234,827,864	7,013,000	12,092,043	253,932,907	292,022,843	335,826,270	402,991,524
92年	201,843,661	7,403,000	10,462,333	219,708,994	252,665,343	290,565,145	348,678,174
93年	169,019,470	6,928,000	8,797,374	184,744,844	212,456,570	244,325,056	293,190,067
94年	162,019,470	5,693,000	8,385,624	176,098,094	202,512,808	232,889,729	279,467,674
95年	170,928,514	5,581,000	8,825,476	185,334,990	213,135,238	245,105,524	294,126,629
96年	188,819,459	5,560,000	9,718,973	204,098,432	234,713,197	269,920,176	323,904,212
97年	259,224,087	5,300,000	13,226,204	277,750,291	319,412,835	367,324,760	440,789,712
98年	187,132,969	4,391,000	9,576,198	201,100,167	231,265,193	265,954,971	319,145,966
99年	183,417,771	3,993,000	9,370,539	196,781,310	226,298,506	260,243,282	312,291,938

(資料:沖縄地区税関より作成)

では、輸入貨物に対しての輸入価格であるCIF価格からFOB価格へと移行した場合、 同様に末端までの価格を算出してみると表2のようになる。現在CIF価格となってい るInvoice価格には約9%の海上輸送費及び保険料が含まれているため、税関が発表す る金額の約9%を差し引いた金額をFOB価格と設定し、その価格のみに消費税5%を 賦課すこととする。つまり、消費税についてはFOB価格のみに対しての金額を算出 し、FOB価格+関税+消費税として末端価格を算出するものとする。また、輸入通 関後の輸入貨物に対する問屋及び小売店のマージン率は同じとする。

-	9
নন্দ	
~	

(単位:千円)

年	FOB価格	関税	消費税	輸入価格	一次卸	二次卸	小売店
90年	214,392,521	6,848,000	10,719,626	231,960,147	266,754,169	306,767,295	368,120,753
91年	213,693,356	7,013,000	10,684,668	231,391,024	266,099,678	306,014,629	367,217,555
92年	183,677,732	7,403,000	9,183,887	200,264,618	230,304,311	264,849,957	317,819,949
93年	153,807,718	6,928,000	7,690,386	168,426,104	193,690,019	222,743,522	267,292,226
94年	147,437,718	5,693,000	7,371,886	160,502,604	184,577,994	212,264,693	254,717,632
95年	155,544,948	5,581,000	7,777,247	168,903,195	194,238,674	223,374,476	268,049,371
96年	171,825,708	5,560,000	8,591,285	185,976,993	213,873,542	245,954,573	295,145,488
97年	235,893,919	5,300,000	11,794,696	252,988,615	290,936,907	334,577,444	401,492,932
98年	170,291,002	4,391,000	8,514,550	183,196,552	210,676,035	242,277,440	290,732,928
99年	166,910,172	3,993,000	8,345,509	179,248,680	206,135,982	237,056,380	284,467,655

(資料:沖縄地区税関より作成)

表3

年	表1	表2	差引額	負担率
90年	403,996,854	368,120,753	35,876,101	8.88%
91年	402,991,524	367,217,555	35,773,969	8.88%
92年	348,678,174	317,819,949	30,858,225	8.85%
93年	293,190,067	267,292,226	25,897,840	8.83%
94年	279,467,674	254,717,632	24,750,042	8.86%
95年	294,126,629	268,049,371	26,077,258	8.87%
96年	323,904,212	295,145,488	28,758,723	8.88%
97年	440,789,712	401,492,932	39,296,780	8.92%
98年	319,145,966	290,732,928	28,413,038	8.90%
99年	312,291,938	284,467,655	27,824,283	8.91%
平均	341,858,275	311,505,649	30,352,626	8.88%

以上のようにFOB価格を「輸入価格」と仮定し、末端消費者までのコストを計算 すると過去10年間の差引平均金額は約300億円強となる。つまり、その金額はまるま る消費者が負担していることになる。また、この金額に対する県民一人あたりの負担 額は約23,000円強となる。我々は海外からの輸入品を購入する際には割合からして少 なくとも約9%の金額を負担させられている計算になる。

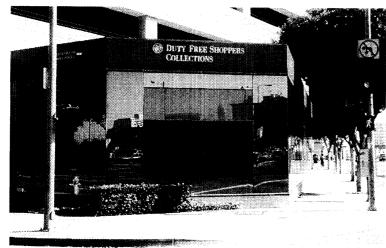
この23,000円という金額は、平成12年5月における勤労者世帯の家計消費支出220,354円 の約10%強に相当する。また、マクロ的な視野からこの300億円を考えた場合、その 波及効果は計りしれないものになる。さらに、72年の復帰から94年までの「復帰特別 措置」における「関税関係」の経済効果額が約462億円⁽⁴⁾であることを考慮すれば、 一年間における300億円というボリュウムの大きさがうかがえるはずである。換言す れば、本来なら税金として一般消費者が支払っていたカネが、そっくりそのまま消費 者の財布へ残り、その新出余剰金が新たな消費を生み、域内産業を活性化させ、また は新たな産業を創出し、さらにそのことが雇用を生み出す可能性が出てくるはずであ る。

以上のように「輸入価格」をCIF価格からFOB価格へと切り替え、さらには現行の 消費税の賦課システムを前述の賦課システムへと改めることにより、少なからず県民 はその恩恵を享受することができる。

また、内国消費税についても同様の課税システムにすればその金額は決して無視で きるものでもないはずである。

3. Duty Free Shopの確立

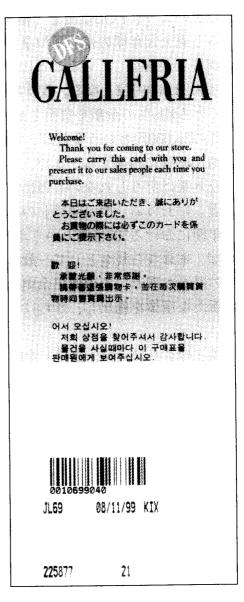
2000年7月27日の琉球新報朝刊に「西海岸への立地要請」「特定免税店制度適用も」 という見出しで、「宜野湾市議会(天久嘉栄議長代表ら11人)が首相官邸に中川秀直官 房長官を訪ね、同市西海岸地域へ国際ショッピングモールの立地促進と、同モールへ の特定免税店制度の提供を求めた意見書を手渡した」という記事が出ていた。その数 日前にも同様な記事が掲載されていたのを記憶している。



実は、私自身沖縄大学地域 研究所『年報』第12号「沖縄 型自由貿易地域論」一改正関 税法によせて-というタイト ルで現行の特定免税店制度と 戻税制度の陥穽を指摘してい る。自分の勉強不足でもある が、その中での論旨の一つに 「『Duty Free Shop(DFS)』 は Customs Cooperation Council(通称:CCC)の『保税販売に関する勧告』 により、開港及び税関空港以外に保税販売を目的 とする施設の設置は禁じられている」⁽⁵⁾と主張し たが、デスク上での資料集めや、フィールドワー クの欠如による落とし穴に落ちてしまった。実は 結論からするとDFSは空港以外の場所にも設置で きる。

1999年8月、「北米沖縄県民移民100周年記念」の 祭事の一つとして、「沖縄の物産展」を米国ロサ ンゼルスのヤオハンで行うことになった。その際 リトル東京街内のDFSとビバリーヒルズのDFSに 運良く立ち寄ることができた。沖縄大学地域研究 所『年報』第12号で「税関空港以外にDFSを設置 することは禁じられている」という論旨を発表し た後だけにバツが悪かったが、新たな発見から鼓 動の高鳴りを押さえることができなかった。とい うのは、市街地へのDFSの設置による地域振興は 持論であったからだ。

米国の市街地でのDFSだが、沖縄特定免税店の ように本土(Mainland:国内)へ移動する観光客に は該当せず、米国国外へ出国する観光客がその対 象者であった。観光客は、自分のフライトチケッ ト及びパスポートを提示し、カウンターにて簡単 な手続きを済ませた後、入場券を受け取り、限度 額内でショッピングを楽しむことができる。



よって、宜野湾市西海岸地域への国際ショッピングモールの構想は全く可能性がないわけでもなく、むしろそれが起爆剤となり同市及び近隣地域への波及効果が期待される。しかし、現行の制度にテコ入れする必要がある。現行の制度においては本土からの観光客が帰って行く際に限度額内で税を免除した外国製品を購入できるというシステムについては画期的といえるが、問題は「税」の取り扱いと、その目的に沿った制度を構築、また施策を展開していくことだ。

まず、「税」に関する取り扱いだが、沖縄においてDFSを設置する際には関税のみ の免除ではその効果はあまり期待できない。例えば、我々が海外にてウイスキーを購 入すると3本までは無税で、4本目からは税金が975円かかる。実はその975円のうち 129円が関税で、残りの846円は内国消費税といわれる酒税と消費税である。また、沖 縄の代表的な物産でもある「泡盛」についてもこの問題は無視できない。「泡盛」の 原料であるタイ米は周知のとおりタイから輸入しているが、実はコメに対する関税は 無税(フリー)となっている。しかし、コメの場合最高で292円/kgの課徴金というの を支払っている。前述したように、さらにこれらの内国消費税(酒税、たばこ税、ガ ソリン税、石油税)などの他にコメに代表されるような課徴金、つまり海外から商品 を輸入する場合、商品代金と関税、もしくは内国消費税(課徴金も含む)を加算した金 額に消費税5%が課せられている。加えて、商品によってはCIF価格に関税と内国消 費税も賦課され、その価格に消費税が課せられるのも出てくる。例えば、ウイスキー 等のアルコール飲料はCIF価格に関税及び内国消費税である酒税を加算し、その価格 に消費税が賦課されることになる。

また、空港に設置されている沖縄特定免税店の商品はお世辞でも安いとは言えない。 沖縄特定免税店の場合、国内の法律が適用されるため国際免税店とは異なり、消費税 等の内国消費税がかかる仕組みになっている。さらに、国際免税店においてはその空 間が「外国」との位置づけから輸入通関しない商品を揃えることが可能である。つま り、成田や関空等の国際免税店は国内法の適用を受けないため、あらゆる商品を低価 格で販売することを可能にしている。しかし、沖縄特定免税店の場合、化粧品を店内 に置く場合でも薬事法、食品においては食品衛生法の規制を受けるなど国際免税店と 違ってバラエティーな品揃えが出来ない状態である。沖縄特定免税店はその制度が持 つ意味を失っているといっても過言ではない。

以上のように現行の沖縄特定免税店をいくらつくっても宜野湾市が望むショッピン グモールの構想は実現しない。では、具体的に現行の制度にどのようにテコ入れすれ ばよいのだろうか。

関税定率法第14条をベースに「沖縄特定免税店において販売される全ての商品を対 象とする旨」の条項を盛り込み、限度額内での物品販売を可能にする制度をつくるこ とである。もちろんその中には沖縄を代表する泡盛等の沖縄の物産も含まれていなけ ればならない。また、このことは泡盛など海外から原料を輸入している産品に対して 内国消費税等が免除されていることが大前提となる。さらに、限度額についてはさし あたって現行通り20万円とするのが筋であろう。

つまり、関税をはじめ内国消費税及び課徴金をも含む「輸入税」(輸入の際に課せ られるすべての税)を限度額内で免除し、かつ「税」が重複して賦課されることがな いようなシステムを構築すべきである。そうすることにより沖縄のカラーを醸し出せ る独創性のあるDFSを設置することができるはずである。さらに、治安上の観点か ら沖縄は他のどの地域よりも優れており、安全、かつ安価な外国製品が購入でき、さ らには前述の「税」の重複課税という問題をなくせば本県の物産のコストダウンにも つながる。前述したようにそのことによるメリットは図りしれないものになる。その 結果、域内産業が活性化し、雇用増大へつながり、新たな消費がおこるなど、この一 連は上昇スパイラルとなり自己増殖を続けていくにちがいない。 この内国消費税免除の根拠についてだが、輸徴法(輸入品に対する内国消費税の徴 収等に関する法律)において関税定率法第14条に定められている免除該当物品、外国 元首等物品(第2号)及び海外旅行者携帯品(第7号)等に対しては内国消費税及び消費税 を免除扱いとする旨の規定がある(資料2)。

ちなみに、この関税定率法とは、外国からの輸入品についてその商品の関税額を定 めている法律がある。その中の第14条において「(関税)無条件免除」として上述の海 外旅行者携帯品など18もの条項を定めている。

さらに、課徴金についても「主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律」におい ても同類貨物品に対して課徴金の除外処置をうたっている。

よって、この関税定率法第14条に「沖縄特定免税店における販売物品」の条項を 盛り込めば、官野湾市の提唱するショッピングモール構想は実現すると考える。

現状のような沖縄特定免税店の不振要因を改善することなしに宜野湾市の提唱する ショッピングモールの成功はありえない。

4. 沖縄産品の米軍基地内への流通拡大に向けて

国土の0.1%しかない狭隘な沖縄に米軍施設の75%が集中しているにも関わらず、 沖縄の物産はそれら米軍施設にはほとんど提供されていない。PXやCOMMISARR Yで販売されている商品のほとんどが米国本土や一部ではあるが九州から流入してい る。米軍は沖縄の土地を取り上げながら、日常生活品の全てを外から調達するという 都合のいい「良き隣人」政策を行っている。一体全体沖縄のどこに「良き隣人」がい るのか分からない。

このことはまさに本土の大手スーパーや小売店、コンビニが沖縄に進出した際に商 品のすべてを本土から持ち込み、域内からは商品を調達せず、その結果関連の生産者 や卸問屋、流通業者を排除している現状となんら変わりはない。

沖縄の経済振興のカギを握る施策の一つに「米軍基地への物産販売(卸)」という手 法がある。現在、米軍基地内において数社が沖縄の物産を販売してはいるものの、全 体量からすると皆無に近いと言わざるを得ない。理由は多岐にわたるが、一番大きな 理由としてコストと制度の問題がある。実は、このコストの問題は制度の問題とリン クしている場合がある。

米軍基地へ物産を販売(卸)する場合、「日米地位協定」第15条にその関係条項が盛り込まれている。では、簡単に日米地位協定についておさらいをしてみる。

(1)日米地位協定

第15条(諸機関の管理等)

 (a)合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する海軍販売所、ピー・エックス、 食堂、社交クラブ、劇場、新聞その他の歳出外資金による諸機関は、合衆国 軍隊の構成員及び軍属並びにそれらの家族の利用に供するため、これらの諸 機関は、この協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本の規制、免許、 手数料、租税または類似の管理に服さない。

(b)合衆国の軍当局が公認し、かつ、規制する新聞が一般の公衆に販売され るときは、当該新聞は、その領布に関する限り、日本の規制、免許、手数料、 租税、又は類似の管理に服する。

- ② これらの諸機関による商品及び役務の販売には、1.(b)に定める場合を除く ほか、日本の租税を課さず、これらの諸機関による商品及び商品の日本国内 における購入には、日本の租税を課する。
- ③ これらの諸機関が販売する物品は、日本国及び合衆国の当局が相互間で合意 する条件に従って処分を認める場合を除くほか、これらの諸機関から購入す ることを認められない者に対して日本国内で処分してはならない。
- ④ この条に揚げる書記官は、日本国の当局に対し、日本国の租税が要求するところにより資料を提供するものとする。

以上のように、「日米地位協定」において米軍基地内での物産販売等に関する条項 が定められているが、より理解しやすくするために県の基地対策室の回答もみてみよ う。

(2)米軍基地内における物産の販売(99/08/13)

- 日米地位協定上の取扱い
 日米地位協定上、日本の業者等が基地の中で物品を販売(卸し、小売)することについて、租税に関する規定以外にこれらの行為を規制する規定はない。
- ② 租税上の取扱い(国税事務所からの聞き取り)
 - ・日本の業者が基地の中で物品を販売(卸し、小売り)した結果、所得が生じた場合、所得税、法人税の対象となる。
 - ・消費税については、基地の中で販売する目的で商品を仕入れる際において
 も課税されるが、基地の中での販売については非課税である。
 - ・酒税については、工場出荷時に課税されており、基地の中で販売する目的
 で商品を仕入れる際でも、特に免税されることはない。
 - ・米軍基地も国内であるので関税の問題は出てこない。
- ③ 特免業者及びエクスチェンジサービス沖縄地域営業所(OWEX) 特免業者とは、入札等によりエクスチェンジサービス沖縄地域営業本部(O WEX)と契約し、米軍施設内で各種の営業活動を行っている業者であり、P Xで扱っていない商品を代行して販売している。平成9年3月現在、医療製品

販売、理容業等26業者が確認されている。((財)沖縄駐留軍離職対策センターの調査)

エクスチェンジサービス沖縄地域営業本部(OWEX)は、日米地位協定第15 条に規定する機関の一つで、米国本土にあるAAFES(Army & Airforce Exchange Service)という米陸軍・空軍で作られた組織の沖縄地域の営業 本部である。

基地内において県産品を販売する場合は、このエクスチェンジサービス沖縄 地域営業本部(OWEX)と卸又は小売契約を締結することが一般的であると 思われる。

※ エクスチェンジサービス沖縄地域営業本部(OWEX)の所在及び電話番号 キャンプ桑江(北谷町) テナント契約 892-5111(交換) 645-7707(内線)(契約担当:新里氏)

食品等卸契約 892-5111(交换) 645-8039(内線)(契約担当:山里氏)

では、基地内における物産の販売契約及び状況はどのようになっているのだろうか。 まず、基地内へ物産を卸す場合には2通りある。一つが、周知のとおり上記の「特免 業者」と呼ばれる契約内容で、もう一つが、あまり一般には知られていないことだが、 野菜や果物等の一次産品を中心にする契約である。

基本的にOWEXは、衣料品販売及び理容業の施設が主である。このOWEXは、基 地内にある施設のある一定区間についてブース料金を支払って間借りし、自社の負担 と責任でもって販売員派遣し、イメージ的には一つのショップをつくるような契約内 容となっている。また、OWEXにおいても商品を卸して販売する形式がとれないこ ともない。しかし、特に食品についてはFDA(Food and Drug Administration: 米国食品医薬品局)の許可を受けなければならないため実際は相当難しいと言わざる を得ない。仮にFDAの認定を受けた食品であればPXにおいても販売されるものと考 えられる。しかし、その際も販売する側のPXはコスト面を重視することから沖縄の 物産を販売する場合、非常に厳しいと言わざるを得ない状況である。

余談ではあるが、私自身数回ほどPX及びCOMMISSARYへ足を運んだことがある。 そのときに実感したことは「とにかく安い」であった。例えば、直径40cmほどのピ ザが2ドルで売られていたり、牛肉が沖縄の1/3、日本(沖縄)の価格でコスト的に通 用するのがNBの缶コーヒ類であった。それ以外は「メチャクチャ安い」と驚嘆して いた。

一方、野菜や果実等についての契約は、嘉手納基地空軍契約事務所(KADENA AI R BASE OKINAWA JAPAN)が担当しており、その契約方式にはPurchase Order とBlanket Purchase Agreementとがある。Purchase Orderは契約内容が厳しく、

一旦契約すると納品数量や納期等について非常に厳しく、その契約内容を破るとペナ ルティーが課せられる。また、Blanket Purchase AgreementについてはPurchase Orderと比べると契約内容がややゆるく、台風等や何らかの理由により納品できな い場合においてもペナルティーを課せられることはない。よって、基地内へ商品を卸 す場合、野菜や果物等の一次産品を中心とする商品で、嘉手納基地空軍契約事務所を 通して契約した方が賢明である。

嘉手納基地空軍契約事務所 938-1111(交換) 634-5844(内線)(契約担当:比嘉氏)

日米地位協定及び県の基地対策室からの回答書からも伺えるように、物産を基地内 へ卸し及び販売するにはあまりにもハンディーがありすぎる。例えば、日本から海外 へ酒類を販売する場合には輸出扱いとなり、その際消費税と酒税等については免除さ れる。しかし、県の基地対策室からの回答書からも分かるように「米軍基地も国内で ある」との位置づけから基地内へ販売する酒類についての「酒税」は賦課されるが、 基地内での販売についての消費税は非課税とされている。

輸出する「酒税」の取り扱いについてだが、本来なら「貿易促進の見地から外国に 輸出する酒類に酒税を課すことによる国際市場における競争上の不利を避けるために、 輸出する酒類については、酒税を免除すること」⁽⁶⁾としている。つまり、この場合 「輸出」の定義も大事だが、その酒税免除の目的は「国際市場における競走上の不利 を避ける」ことであり、「基地内も国内である」からというのは論のすり替えでしか ない。沖縄の物産である泡盛やビールは明らかに「国際市場における競争上の不利益 を被っている」と言っても過言ではない。仮に泡盛及びビールについて酒税を免除し、 基地内で販売された場合、流通の過程で基地外へ出回り、本県の泡盛及びビールの市 場価格を乱す可能性があるとすれば、消費者への販売数量を限定すれば問題はなく、 それ以上の購入に対しては従来どおり関税や酒税、消費税を課せば問題はないはずで ある。このことは現在行われている海外からのお土産品に対する数量の制限及び限度 額内でのショッピングの制度を応用すれば何ら問題はない。

県の基地対策室の回答書では、「米軍基地も国内である」としているが、では同じ 国内でありながら、一区画では「税」が課せられることなく、一区画では「税」を課 すという矛盾をどのように説明するのだろうか。消費税も酒税も同じ国税でありなが ら一方で税を賦課して、一方では税を賦課しないというのは法のもつ平等性にも矛盾 する。

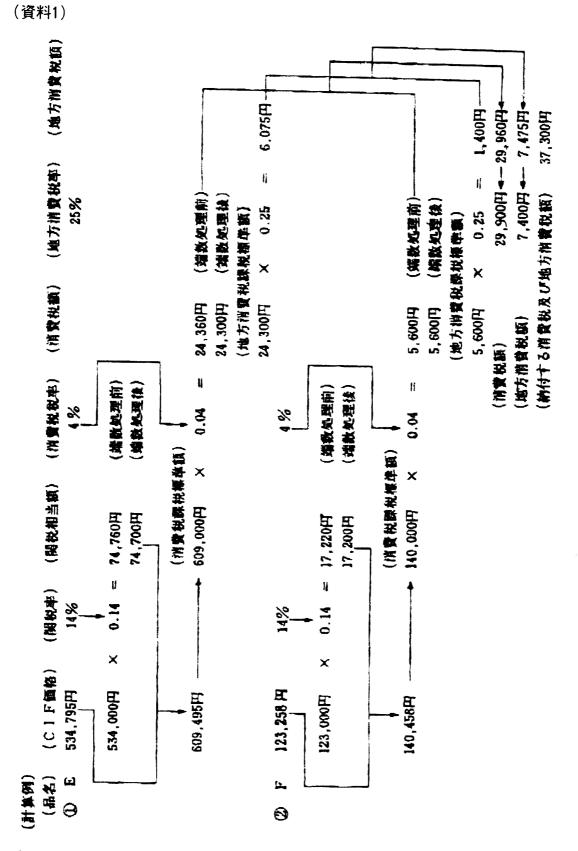
よって、県の産業振興上の観点からも米軍基地への物産販売に対する制度の見直し による域内産業の活性化を期待するものである。とりわけ、ビールや泡盛、沖縄ソバ は実際に米軍からも要望のある商品である。 5. おわりに

物産公社へ入社して現在までさまざまな問題にぶつかってきた。特に海外事業部という部署は沖縄の履歴上(大航海時代を除く)、今までに前例のない業務をこなすため 毎日が手探りの状態である。誰もやったことがないというのは多難な道のりが多くな るものの、その分その業務が達成できたときの喜びは人一倍である。

沖縄大学や琉球大学時代に培った知識をこれほどまでに発揮できる部署はないと自 負している。これからも本県の物産の海外展開において多くのハードルがあるだろう が、一つ一つが自分、いや沖縄県のノウハウ及び財産にし、本県の産業振興に幾分か は貢献できるように努めていきたい。今後も沖縄大学地域研究所を通じて、沖縄また は地域が抱える経済問題を指摘し、その解決策を皆と共に考えていきたい。

[注]

- (1)『貿易革命』平野拓也著 P138 白桃書房 1996年9月発行
- (2) 『実践 貿易実務』第5版 神田善弘著 P69 日本貿易振興会 1998年9月発行
- (3) 『沖縄全県FTZの挑戦』平野拓也著 P29 白桃書房 1996年9月発行
- (4)「琉球新報」朝刊 2000年8月27日(日) 8面
- (5)「沖縄型自由貿易地域論」高良守著 P35 沖縄大学地域研究所『年報』第12号
- (6) 『要説関税法』6訂版 松澤宏昭著 菊池正道補訂 P54税務経理協会 平成6年6月 発行



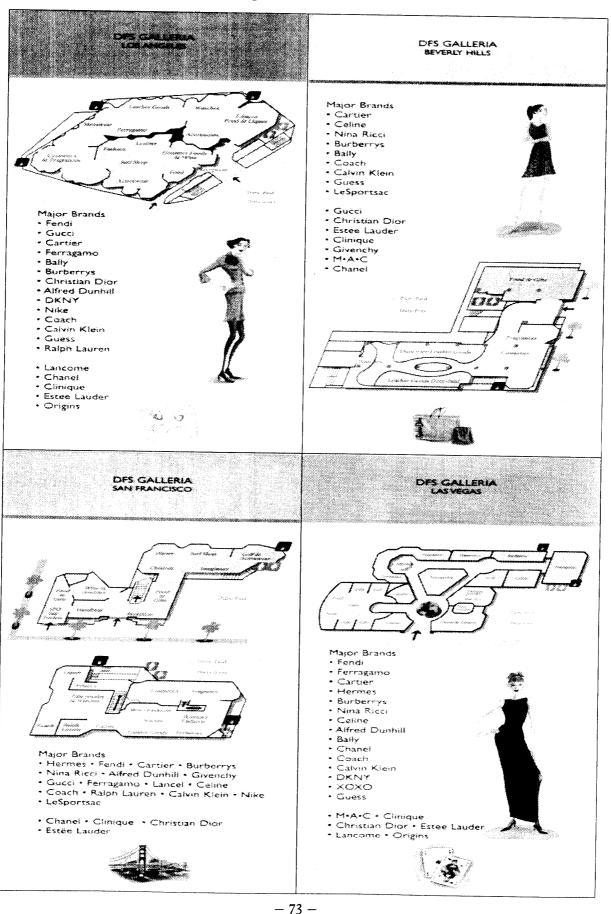
〔一部改正:昭55事1360号、昭60第320号、昭63第1243号、平9第271号〕

(資料2)

1703 免税規定(関税定率法)に係る消費税等適用一覧

関税の免除項目	消費税の免除 輸微法 13·1	内国消費税の 免除 輸微法 13-3	備考
14条(無条件免税)			
1号(皇族用物品)	0	0	・3 号の 2 の「一部適 用」は、寄贈された
2号(外国元首等物品)	0	0	教育または宣伝用の
3 号(国際機関等が寄贈す る勲章等)	0	×	物品をいう。
3 号の 2(国連などからの 寄贈物品等)	一部適用	×	・16 号の「一部非課
3 号の 3(国際博覧会等の カタログ類)	0	×	税」は、消費税法の 改正によるものであ
4 号(記録文書その他の書 類)	0	×	3.
5 号(政府等が輸入する専 売品)	×	×	[法第 14 条 18 号(少額
6 号(注文の取集のための 見本)	0	×	】 貨物)の適用範囲】 」 ・課税価格の合計が 1
6 号の 2(品質表示ラベル)	0	×	万円以下の物品[本
7号(携带品)	0	0	邦の産業に影響する
8号(引越貨物)	0	0	物品。(皮革製品、ニ
9号(送還された公用品)	0	0	ット製品、靴等)を除
10 号(再輸入貨物;減免戻 税適用貨物を除く)	0	×	く整備政令第12条 (関税定率法施行令 第16条の3)]
11 号(再輸入貨物の容器)	0	×	
13 号(非難した船舶等の 解体品)	O.	×	・受取人の個人的使用
14 号(事故によって戻さ れた貨物)	0	×	 のための寄贈物品の うち、課税価格の合 計額が1万円以下の
16 号(身体障害者用器具 等)	一部非課税	×	物品。
17号(ニュース映画用の フィルム等)	0	×	(注)12 号及び 15 号は 削除されている。
18 号(小額貨物)	0	×	

(出所) http://www.kobe-customs.go.jp/public_html/c_ansa/c1703.htm



資料:米国市街地に点在するDFS

Enjoy luxury super shopping for world class brands and unique gifts at DFS Galleria.



420 East Third Street Los Angeles Daily: 10:30 a.m. - 7:00 p.m. Tel: 213-628-0375



9536 Wilshire Boulevard Beverly Hills Monday-Saturday: 10:00 a.m. - 7:00 p.m. Sunday: 12:00 p.m. - 6:00 p.m. Tel: 310-783-7640



88 Grant Avenue San Francisco Daily: 10:00 a.m. - 7:00 p.m. Tel: 415-296-3620



3057 Las Vegas Boulevard Las Vegas Daily: 11:00 a.m. - 12:00 a.m. Tel: 702-697-5455

ENA-9/98

